

東京成徳短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法に於ける精神にしたがい、次代の国民形成に大きな役割を担う者に対し、広く知識を授けるとともに学芸・技能の専門教育を施し、人格の完成をはかり、社会に有為な高い教養人及び職能人を育成し、もって社会に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、東京成徳短期大学という。

(位置)

第3条 本学の位置は、東京都北区十条台1丁目7番13号とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

第4条 本学は、その教育水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
2 本学は、前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育内容の改善)

第5条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施するものとする。
2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科の組織、目的及び収容定員

(学科の組織及び目的)

第6条 本学に、次の学科を置く。

言語文化コミュニケーション科
幼児教育科

2 学科の目的は、次のとおりとする。

学 科	目 的
言語文化コミュニケーション科	高い言語能力を修めるとともに、国内外の文化に対する関心と理解を深め、社会の一員として自立し、積極的に生きることのできる人材の育成を目的とする。
幼児教育科	就学前の子どもの教育や保育についての専門教育と研究を行い、教育・保育実践力の向上と一人ひとりの個性を伸ばして、社会のニーズに応えられる資質の高い幼稚園教諭、及び保育士の養成を目的とする。

(収容定員)

第7条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
言語文化コミュニケーション科	85名	170名
幼児教育科	180名	360名

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第8条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することは、できない。

3 前項の規定にかかわらず、学則第55条第1項により入学を認められた者の修業年限はこの限りとしなない。

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第11条 本学における休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

学園創立記念日 11月 26日

春季休業日 3月 25日 から 3月 31日 まで

夏季休業日 7月 21日 から 9月 20日 まで

冬季休業日 12月 21日 から翌年 1月 10日 まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(授業期間)

第12条 授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたるものとする。

第4章 入学、転学、退学、休学及び復学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次のいずれかの一に該当する者とする。

(1) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の課程と同等の課程を有するものとして認定した、在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(志願手続)

第15条 本学に入学又は転入学を希望する者は、本学所定の願書その他必要な書類に、入学選考料

(32,000円)を添えて、提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、大学入試センター試験の成績により本学の入学試験を受験する者の入学選考料は12,000円とする。

(入学志願者の選考)

第16条 入学志願者の選考方法については、教授会が別に定めるところによる。

(入学許可)

第17条 本学に入学又は転入学を希望する者については、前条の選考に合格したものについて、これを許可する。

(入学手続)

第18条 本学に入学を許可された者は、所定の期日までに、誓約書及び戸籍抄本を提出し、入学料及びその他の学納金を納入しなければならない。

- 2 前項の手続きを怠った者に対しては、入学を取消すものとする。

(転学、退学)

第19条 転学又は退学を希望する者は、所定の様式による願書を、学長に提出して、その許可を受けなければならない。

(休学)

第20条 病気その他やむを得ない事情により、3ヶ月以上修学することができない者は、所定の様式による休学の願書を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の休学のうち、病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第21条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められた者にあつては、引続き更に1年まで、延期することができる。

- 2 休学の期間は、第8条第1項の修業年限及び第2項の在学年数に算入しない。

(復学)

第21条の2 休学の事由が消滅したときは、所定の様式による願書を提出し、学長の許可を得て、復学することができる。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第8条に規定した在学年限を超えた者
- (2) 第21条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明の者

(復籍)

第22条の2 前条第(3)号に該当し除籍された者は、所定の手続きを経て復籍することができる。

- 2 復籍の取扱について必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第23条 本学において開設する授業科目並びに単位数は、別表1のとおりとする。

(履修の方法)

第24条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、2ヶ年に分けて履修させるものとする。

(履修すべき科目の登録)

第25条 学生は、毎学年度の当初及び後期の当初に、当該年度及び当学期に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を取得することは、できない。

(単位取得の認定)

第26条 各授業科目の履修を修了した者には、認定の上単位を与える。

2 単位取得の認定方法は、試験・論文・その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(成績の評価)

第27条 成績の評価は、S・A・B・C・Dの5段階とし、S・A・B・Cを合格とする。

第28条 病気等やむを得ない事情により、試験を受けることができなかつたものと教授会が認めた者については、追試験の機会を与えることができる。

(単位計算の方法)

第29条 各授業科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 削除

(3) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実習、又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第30条の2第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設)

第30条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第30条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った第30条の2第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において履修した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

(卒業の要件)

第31条 本学を卒業するためには、学生は2ヶ年以上在学し、次のとおり、それぞれ定められた単位を修得しなければならない。

(1) 言語文化コミュニケーション科においては、6単位の必修科目を含む合計62単位以上を修得しなければならない。

(2) 幼児教育科においては、専門科目62単位以上を修得しなければならない。

(3) 削除

(卒業及び学位授与)

第32条 本学に2ヶ年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

3 卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(教員資格の取得)

第33条 教育職員免許状を得ようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	免許状の種類
幼児教育科	幼稚園教諭2種免許状

(保育士資格の取得)

第34条 幼児教育科において保育士の資格を得ようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により、別に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第6章 保証人

(保証人)

第35条 学生の生活と教育に責任をもつ親権者又は後見人を、保証人とする。

(副保証人)

第36条 保証人の住所が国外の場合は、その代理人として、別に国内に居住し、独立の生計を営む副保証人を定めなければならない。

(責任)

第 37 条 保証人は、学生の在学中、その身上に関する責任をもたなければならない。

(業務)

第 38 条 保証人は、学校教育活動に協力しなければならない。

(変更)

第 39 条 保証人に変更ある場合は、すみやかに届け出なければならない。

第 7 章 教職員組織

(教職員組織)

第 40 条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、副学長、学監及び講師を置くことができる。

(教職員の職務)

第 41 条 前条に規定する教職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。また、学監は、学長の管理運営に係る職務を助ける。

第 8 章 教授会

(教授会の設置)

第 42 条 本学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の組織)

第 43 条 教授会は、学長、副学長、学監及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会に准教授、助教及びその他の職員を加えることができる。

(教授会の召集等)

第 44 条 学長は、教授会を召集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は、教授会の構成員の 3 分の 2 以上から議題を示し、要求のあった場合には、要求のあった日から 14 日以内に教授会を召集しなければならない。

(教授会の開催)

第 45 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開催することはできない。

(審議事項)

第 46 条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業に関する事項
- (2) 学則及び学内諸規定に関する事項
- (3) 学生の入学・転学・休学・除籍・課程の修了及び卒業に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 教職員の人事に関する事項
- (7) 教員の研究等に関する事項
- (8) その他教育研究上必要と思われる重要事項

第9章 授業料、入学料、その他の費用

(入学料)

第47条 本学に入学を許可された者は、入学料として300,000円を納入しなければならない。
2 入学料の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第48条 授業料は、年額720,000円とし、納期は、次のとおりとする。

第1期 4月1日より4月30日まで

第2期 9月1日より10月10日まで

2 ただし、入学許可を受けた者は、入学料・その他の学費とともに授業料第1期分を納入するものとする。

(卒業延期等の場合の授業料)

第49条 病気又は単位不足のため、卒業を延期した者は、当該期の授業料の全額を、納入しなければならない。但し、単位不足のため、卒業を延期した者の授業料に関する必要な事項は別に定める。

(退学の場合の授業料)

第50条 退学若しくは転学した者、又は停学中の者は、当該期の授業料の全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第51条 休学した者に係る授業料については、次の算式により算定した授業料の金額を、免除する。ただし、特別な事情により、休学を許可された者について学長は、教授会の議を経て、授業料の全額を免除することができる。

$$\text{授業料全額} \times \frac{\text{休学当月の翌月から休学停止の前月までの月数} \times 0.5}{12}$$

(諸費用)

第52条 入学を許可された者は、特別教育費として45,000円を納入しなければならない。

2 本学に在学する者は、施設設備費として次のとおり、納入しなければならない。

学科	納入時期			
	1年次第1期 (入学手続時)	1年次第2期 (9月1日より 10月10日まで)	2年次第1期 (4月1日より 4月30日まで)	2年次第2期 (9月1日より 10月10日まで)
言語文化コミュニケーション科	110,000円	110,000円	110,000円	110,000円
幼児教育科	110,000円	110,000円	110,000円	110,000円

3 実験実習費及びその他教育に必要な費用を徴収する。

4 前項に規定する納入金の種類・金額・納入に必要な手続等については、別に定める。

(納入金)

第53条 既納の納入金は、原則としてこれを返還しない。

(未納入者の処理及びその他学生納付金の減免)

第54条 正当な理由なくして所定の期日までに授業料を納入しない者には、学長は、退学を命ずることがある。

2 その他学生納付金の減免に関する事項は、別にこれを定める。

第10章 長期履修学生

(長期履修学生)

第55条 第8条第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可することができる。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 委託生、科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生

(委託生)

第56条 公共団体又はその他の機関から、本学の特定の学科に修学を委託されたものがあるときは、選考の上これを許可する。

(科目等履修生・研究生)

第57条 本学学生以外の者が、一又は複数の授業科目等につき、履修又は研究しようとするときは、選考の上、科目等履修生又は研究生として、これらの受け入れを許可する。

(特別聴講生)

第58条 他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者がある場合は、本学と当該短期大学又は大学との協議に基づき、当該学生を、特別聴講生として、本学の授業科目を履修させることができる。

2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生の単位)

第59条 科目等履修生に対する単位の授与については、第26条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第60条 本学に入学を希望する外国人は、外国公館から紹介あるものに限って選考の上これを許可する。

(委託生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生の学費)

第61条 委託生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生の授業料、研究費並びにその他の学費については、別にこれを定める。

第12章 図書館

(図書館)

第62条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規定は、別に定める。

第13章 厚生施設

(医務室)

第63条 本学に医務室を設け、学生及び教職員の健康管理にあたる。

(学寮)

第64条 本学に学寮を置く。

2 学寮に関する必要な事項は、別に定める。

(その他の厚生補導施設)

第65条 本学は、学生の厚生補導のための施設として、学生相談室、食堂、校外施設等を置く。

2 前項の施設の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰

(褒賞)

第66条 他の模範とするに足ると認められた学生は、教授会の議を経てこれを褒賞することができる。

(懲戒)

第67条 大学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する等の行為のあった者には、教授会の議を経て、退学・停学・訓告の懲戒処分を行うことがある。

2 前項の懲戒処分に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 雑則

第68条 この学則実施に必要な細則は、別に定める。